

入札参加資格審査システムに係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
1-1 P1	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
1-2 P3	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>略</p> <p>また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。</p>	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>略</p> <p>また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題²について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。</p> <p><u>²その他課題には、事務の共同化・電子申請にすぐには対応できない事業者への対応等が含まれる。</u></p>	第4回WT（5/15）資料1 処理番号1-1
1-3 P4	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(2) スケジュール</p>	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(2) スケジュール</p>	第4回WT（5/15）資料1 処理番号1-2

整理 No/ 頁	3 月 28 日 版	現 時 点 版	変 更 理 由																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">取組内容の見出し</th> <th colspan="16">工程表</th> <th rowspan="3">担当府省庁</th> </tr> <tr> <th colspan="4">2024年度</th> <th colspan="4">2025年度</th> <th colspan="4">2026年度</th> <th colspan="4">2027年度</th> <th colspan="4">2028年度</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品・役務等に係る共通申請項目等の検討</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>建設工事等に係る共通申請項目等の検討</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> </tbody> </table>	取組内容の見出し	工程表																担当府省庁	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	物品・役務等に係る共通申請項目等の検討	■	■	■	■																	総務省	共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討	■	■	■	■																	総務省	建設工事等に係る共通申請項目等の検討									■	■	■	■									総務省	共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）													■	■	■	■					総務省	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">取組内容の見出し</th> <th colspan="16">工程表</th> <th rowspan="3">担当府省庁</th> </tr> <tr> <th colspan="4">2024年度</th> <th colspan="4">2025年度</th> <th colspan="4">2026年度</th> <th colspan="4">2027年度</th> <th colspan="4">2028年度</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品・役務等に係る共通申請項目等の検討</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>建設工事等に係る共通申請項目等の検討</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>総務省</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2025 年度に実施予定の検討の中で、2026 年度以降の工程表についても具体化を行う。</p>	取組内容の見出し	工程表																担当府省庁	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	物品・役務等に係る共通申請項目等の検討	■	■	■	■																	総務省	共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討	■	■	■	■																	総務省	建設工事等に係る共通申請項目等の検討									■	■	■	■									総務省	共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）													■	■	■	■					総務省	
取組内容の見出し	工程表																担当府省庁																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					2028年度																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																		
物品・役務等に係る共通申請項目等の検討	■	■	■	■																	総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討	■	■	■	■																	総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設工事等に係る共通申請項目等の検討									■	■	■	■									総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）													■	■	■	■					総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
取組内容の見出し	工程表																担当府省庁																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					2028年度																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																		
物品・役務等に係る共通申請項目等の検討	■	■	■	■																	総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に係る検討	■	■	■	■																	総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設工事等に係る共通申請項目等の検討									■	■	■	■									総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に係る検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）													■	■	■	■					総務省																																																																																																																																																																																																																																																																																		

環境法令に係る申請・届出システムに係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
2-1 P5	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
2-2 P16	<p>【水・大気環境局 環境管理課】</p> <p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化略</p> <p>これらにより、e-Gov を活用してオンライン化することで、事業者の利便性向上及び行政の効率化が図られ、システム経費及び運用経費も含めたトータルコストを大幅に削減することが可能であると<u>考えられる。</u></p>	<p>【水・大気環境局 環境管理課】</p> <p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化略</p> <p>これらにより、e-Gov を活用してオンライン化することで、事業者の利便性向上及び行政の効率化が図られ、システム経費及び運用経費も含めたトータルコストを大幅に削減することが可能であると<u>考えられるが、引き続き精査を進める。</u></p>	第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 2-1
2-3 P16・17	<p>【水・大気環境局 環境管理課】</p> <p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策 (項目なし)</p>	<p>【水・大気環境局 環境管理課】</p> <p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p><u>(オ) デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化</u></p> <p>今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、必要に応じて地方公共団体から意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。</p> <p><u>(カ) 関係する他手続・制度への対応</u></p>	第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 2-2 処理番号 2-3

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
		<p style="text-align: center;"><u>グループB・Cの共通化の検討に際しては、関連する他手続・制度との関係を整理するが、実装については、各法所管省庁において判断する。</u></p>	
2-4 P19・20	<p>【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】</p> <p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化費用対効果が見込まれるか試算した。</p>	<p>【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】</p> <p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化費用対効果が見込まれるか試算した。</p> <p><u>水・大気環境局 環境管理課の「2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化」に記載の通り、引き続き精査を進める。</u></p>	第4回WT(5/15)資料1 処理番号2-1
2-5 P21・22	<p>【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】</p> <p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>イ. 対応方策</p> <p><u>(エ)担当府省庁のミッション</u></p> <p>略</p>	<p>【環境再生・資源循環局 廃棄物規制課】</p> <p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>イ. 対応方策</p> <p><u>(エ)デジタル化に伴う必要な運用の見直し、明確化や統一化</u></p> <p><u>今後、本共通化推進方針に基づき取組を進めていくにあたり、デジタル化に伴う運用上の課題について、必要に応じて地方公共団体から意見を聞くとともに、より一層住民サービスの向上や行政の効率化を図る観点から、デジタル化に伴う運用の見直し、運用ルールの明確化・統一化等の必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(オ)関係する他手続・制度への対応</u></p> <p><u>共通化の検討に際しては、「デジタル社会の実現</u></p>	第4回WT(5/15)資料1 処理番号2-2 処理番号2-3

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
		<p><u>に向けた重点計画」等の考え方を参考にしながら、産業廃棄物に関連する他手続・制度との関係を整理する。</u></p> <p><u>(カ)担当府省庁のミッション</u></p> <p>略</p>	

建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
3-1 P23	令和7年 <u>3月28日</u>	令和7年 <u>6月</u> __日	形式的修正
3-2 P23・24	<p>3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 建築確認</p> <p>ア. 建築確認電子申請受付システムの供用 (略)</p> <p>イ. BIM 図面審査 令和8年4月より、建築確認電子申請受付システムを機能拡張して BIM データを扱うことのできる「確認申請用 CDE」と接続することにより、BIM を参考データとして提出し、確認審査に活用する「BIM 図面審査」の運用を開始する。</p> <p>ウ. BIM データ審査 令和11年4月より、「確認申請用 CDE」に審査補助機能を付与し、BIM データを直接審査の対象とする「BIM データ審査」の運用を開始する。</p>	<p>3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 建築確認</p> <p>ア. 建築確認電子申請受付システムの供用 (略)</p> <p>イ. BIM 図面審査 令和8年4月より、建築確認電子申請受付システムを機能拡張して BIM データを扱うことのできる「確認申請用 CDE」と接続することにより、BIM を参考データとして提出し、確認審査に活用する「BIM 図面審査」の運用を開始する。<u>BIM 図面審査では、BIM により作成された図書を用いて審査することにより、審査者は整合性確認を一部省略することが可能となり、審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。</u></p> <p>ウ. BIM データ審査 令和11年4月より、「確認申請用 CDE」に審査補助機能を付与し、BIM データを直接審査の対象とする「BIM データ審査」の運用を開始する。<u>BIM データ審査では、BIM データそのものを用いて審査することが可能となり、更なる審査期間の短縮が図られ、申請者、審査者双方の利便性の向上につながる。</u></p>	<p>第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 3-1</p>

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
		<p><u>上記イ及びウの整備等を通じて、BIMによる建築確認を普及し、申請・審査の効率化を図るとともに、ライフサイクル全体での BIM データの活用・普及を促進する。</u></p>	
3-3 P24	<p>3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール (4) 建築計画概要書等の閲覧 ア. 閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧の請求をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。また、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。</p>	<p>3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール (4) 建築計画概要書等の閲覧 ア. 閲覧のためのシステムの供用 令和9年4月を目標に、特定行政庁に対する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の閲覧をオンラインで行うことができるシステムの開発を目指す。<u>その際、営利目的の閲覧への対応等</u>を検討する。また、<u>個人情報の取扱いを含め</u>、手続を円滑化するための建築基準法施行規則等の改正を検討する。</p>	第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 3-2
3-4 P25	<p>3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール (6) 関連する他法令の制度への対応 ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張 建築物の建築にあたり同時に行われることが想定される他法令の制度（住宅性能評価の申請、長期優良住宅の認定申請等）についても、建築確認電子申請受付システムの機能拡張により対応できないか検討する。</p>	<p>3. 対象とする手続の共通化の推進スケジュール (6) 関連する他法令の制度への対応 ア. 建築確認電子申請受付システムの機能拡張 建築物の建築にあたり同時に行われることが想定される他法令の制度（住宅性能評価の申請、長期優良住宅の認定申請等）についても、<u>地方公共団体のニーズを丁寧に把握した上で、建築確認電子申請受付システムの機能拡張により対応できないか</u>検討する。</p>	第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 3-3

預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
4-1 全体	—	—	行間の修正
4-2 P26	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
4-3 P26	<p>2. 預貯金照会業務及びオンライン照会サービス等について</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>令和元年には、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と金融庁を事務局とする「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、<u>預貯金照会業務の効率化に向けて目指す将来像</u>、②預貯金照会のオンライン化に向けた課題と取組の方向性について検討を行い、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示されている。</p>	<p>2. 預貯金照会業務及びオンライン照会サービス等について</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>令和元年には、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と金融庁を事務局とする「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、①<u>預貯金照会業務の効率化に向けて目指す将来像</u>、②預貯金照会のオンライン化に向けた課題と取組の方向性について検討を行い、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示されている。</p>	形式的修正
4-4 P33・35	<p>3. 今後の対応策</p> <p>略</p> <p>4. 今後のスケジュール</p> <p>略</p>	<p>4. 今後の対応策</p> <p>略</p> <p>5. 今後のスケジュール</p> <p>略</p>	形式的修正
4-5 P33	<p>3. 今後の対応策</p> <p>(1) 地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進</p> <p>令和元年に、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、民間事業者によるオンライン照会サー</p>	<p>4. 今後の対応策</p> <p>(1) 地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進</p> <p>令和元年に、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、民間事業者によるオンライン照会サー</p>	第4回 WT（5/15）資料1 処理番号 4-3

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>ビス等を活用してデジタル化を推進する方針が示され、この方針を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされたことを受け、関係機関が連携して取組を進め、一定の業務効率化の効果を出していることから、引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用して、<u>デジタル化を推進することとする。</u></p>	<p>ビス等を活用してデジタル化を推進する方針が示され、この方針を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされたことを受け、関係機関が連携して取組を進め、一定の業務効率化の効果を出していることから、引き続き、民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用して、<u>自治体における照会ニーズ及び政策効果が高い分野から順次、デジタル化を推進することとする。その上で、これらの進捗を踏まえ、その他業務での当該サービス等の利用の必要性について、デジタル庁は制度所管省庁と連携し検討する。</u></p>	
4-6 P33	<p>3. 今後の対応策 (1) 地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 略 この際、預貯金照会業務のデジタル化に関する情報やオンライン照会サービスに関する情報の不足を理由に地方自治体における利用の検討が着手できない、進まないといった課題があることから、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、<u>地方自治体に対し、必要な情報提供を行うこととする。</u></p>	<p>4. 今後の対応策 (1) 地方自治体におけるオンライン照会サービス等の利用促進 略 この際、預貯金照会業務のデジタル化に関する情報やオンライン照会サービスに関する情報の不足を理由に地方自治体における利用の検討が着手できない、進まないといった課題があることから、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、<u>地方自治体に対し、令和3年(2021年)に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下での課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項⁸や金融機関への照会ルールの対応を省力化できるサービスの活用などを含め、必要な情報提供を行うこととする。</u></p>	<p>第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 4-1 処理番号 4-2</p>

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
		<p><u>8本人特定の粒度に関する行政機関からの照会・金融機関からの回答に係る基本的な原則、行政機関と金融機関との間の役割・責任分担など</u></p>	
4-7 P34	<p>3. 今後の対応策 (2) 金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進</p> <p>金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、<u>金融機関に対する必要な情報提供を継続して実施する。</u></p>	<p>4. 今後の対応策 (2) 金融機関等におけるオンライン照会サービス活用促進</p> <p>金融機関がシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的に預貯金照会業務のデジタル化を推進することで、金融機関の負担軽減を図るため、デジタル庁と金融庁は、業界団体と連携し、<u>金融機関に対し、令和3年(2021年)に、金融機関×行政機関の情報連携検討会の下での課題検討ワーキング・グループにおいて整理した事項を含め、必要な情報提供を継続して実施する。</u></p>	第4回WT(5/15)資料1 処理番号4-1

選挙結果に関する調査・報告システムに係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
5-1 P36	令和7年 <u>3月28日</u>	令和7年 <u>6月</u> __日	形式的修正
5-2 P37	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>ア. システムリリース</p> <p>令和7年1月までに設計、開発、テスト等を終え、令和7年2月に刷新した「投・開票速報オンラインシステム」をリリースした。</p> <p>イ. 各選挙管理委員会に対する支援</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>ア. システムリリース</p> <p>令和7年1月までに設計、開発、テスト等を終え、令和7年2月に刷新した「投・開票速報オンラインシステム」をリリースした。</p> <p>イ. 各選挙管理委員会に対する支援</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ. 継続的な見直しと改善</p> <p><u>本システムリリース後の運用プロセスにおいて、自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に対応していく。</u></p>	第4回WT(5/15)資料1 処理番号5-1

ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針（案）

整理 No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
6-1 P39	令和7年 <u>3月28日</u>	令和7年 <u>6月</u> __日	形式的修正
6-2 P41	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化</p> <p>「ふるさと納税の返礼品確認システム」として全国統一的なシステムを調達・運用することにより、国・地方を通じて、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。</p>	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化</p> <p>「ふるさと納税の返礼品確認システム」として全国統一的なシステムを調達・運用することにより、国・地方を通じて、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。<u>このため、地方団体の負担軽減効果を算出するとともに、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。</u></p>	第4回 WT（5/15）資料1 処理番号 6-1
6-3 P41	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>○ 共通化の進め方について</p> <p>ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、柔軟に調整していくものとする。</p>	<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>○ 共通化の進め方について</p> <p>ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、<u>自治体の意見を丁寧</u>に聴きながら、柔軟に調整していくものとする。</p>	第4回 WT（5/15）資料1 処理番号 6-2

国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
7-1 P43	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
7-2 P50	<p>1. はじめに</p> <p>(7) デジタル資格者証の概要・活用方法（資格保有者向け）</p> <p>本システムは、資格保有者のデジタル資格者証にかか<u>る</u>機能を実装し、資格保有者はこれを取得・利用することが可能となる。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>(7) デジタル資格者証の概要・活用方法（資格保有者向け）</p> <p>本システムは、資格保有者のデジタル資格者証に係<u>る</u>機能を実装し、資格保有者はこれを取得・利用することが可能となる。</p>	形式的修正
7-3 P52	<p>2. 本システムの利用拡大スケジュール</p> <p>2025年度以降の各資格の利用開始スケジュール※については以下の通りである。スケジュールに従い、各資格の利用拡大を実現していく。</p>	<p>2. 本システムの利用拡大スケジュール</p> <p>2025年度以降の各資格の利用開始スケジュール※については以下の通りである。スケジュールに従い、各資格の利用拡大を実現していく。<u>また、都道府県が関係する資格をはじめとした各資格の利用拡大の進捗を踏まえ、その他資格、免許、試験、講習修了証等における本システムの利用に係る要望への対応を検討する。</u></p>	第4回 WT（5/15）資料1 処理番号 7-1

整理 No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7-4 P53・54	2. 本システムの利用拡大スケジュール	<p data-bbox="981 183 1478 215">2. 本システムの利用拡大スケジュール</p> <p data-bbox="1003 239 1377 263">〔参考〕オンライン・デジタル化が可能となった84資格に関する利用拡大スケジュール</p> <p data-bbox="1003 271 1590 327">※資格名が赤字となっている資格 ・都道府県が資格管理者となる資格等 ・経由事務の廃止等を検討している資格等</p> <p data-bbox="1265 271 1590 327">資格管理者での順次の利用開始 47都道府県で準備完了次第同タイミングで一斉利用開始 R7年度に一部の都道府県で利用開始</p> <table border="1" data-bbox="996 327 1612 1268"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">資格名</th> <th colspan="5">国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）</th> <th rowspan="2">担当府省庁</th> </tr> <tr> <th>2024年度 (令和6年度)</th> <th>2025年度 (令和7年度)</th> <th>2026年度 (令和8年度)</th> <th>2027年度 (令和9年度)</th> <th>2028年度以降 (令和10年度以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>介護福祉士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>2</td><td>社会福祉士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>3</td><td>精神保健福祉士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>4</td><td>公認心理師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>5</td><td>社会保険労務士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>6</td><td>保険医</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>7</td><td>保険業調整師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>8</td><td>税理士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>財務省</td></tr> <tr><td>9</td><td>海技士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>10</td><td>小型船舶操縦士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>11</td><td>行政書士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>経産省</td></tr> <tr><td>12</td><td>司法試験</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>法務省</td></tr> <tr><td>13</td><td>司法試験予備試験</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>法務省</td></tr> <tr><td>14</td><td>給水装置工事主任技術者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>15</td><td>建築物環境衛生管理技術者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>16</td><td>キャリアコンサルタント</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>17</td><td>労働安全衛生法による免許</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>18</td><td>技術講習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>19</td><td>技能士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>20</td><td>建築基準適合判定資格者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>21</td><td>構造計算適合判定資格者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>22</td><td>登録簿師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>23</td><td>難病指定医（協力難病指定医）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>24</td><td>小児慢性特定疾病指定医</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>25</td><td>医師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>26</td><td>歯科医師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>27</td><td>保健師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>28</td><td>助産師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>29</td><td>看護師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>30</td><td>死体解剖資格</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>31</td><td>診療放射線技師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>32</td><td>臨床検査技師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>33</td><td>衛生検査技師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>34</td><td>歯科技工士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>35</td><td>理学療法士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>36</td><td>作業療法士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>37</td><td>視覚訓練士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>38</td><td>栄養士</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>39</td><td>介護支援専門員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>40</td><td>調理師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>41</td><td>製菓衛生師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> <tr><td>42</td><td>クリーニング師</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厚生労働省</td></tr> </tbody> </table>	No.	資格名	国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）					担当府省庁	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度以降 (令和10年度以降)	1	介護福祉士						厚生労働省	2	社会福祉士						厚生労働省	3	精神保健福祉士						厚生労働省	4	公認心理師						厚生労働省	5	社会保険労務士						厚生労働省	6	保険医						厚生労働省	7	保険業調整師						厚生労働省	8	税理士						財務省	9	海技士						国土交通省	10	小型船舶操縦士						国土交通省	11	行政書士						経産省	12	司法試験						法務省	13	司法試験予備試験						法務省	14	給水装置工事主任技術者						国土交通省	15	建築物環境衛生管理技術者						厚生労働省	16	キャリアコンサルタント						厚生労働省	17	労働安全衛生法による免許						厚生労働省	18	技術講習						厚生労働省	19	技能士						厚生労働省	20	建築基準適合判定資格者						国土交通省	21	構造計算適合判定資格者						国土交通省	22	登録簿師						厚生労働省	23	難病指定医（協力難病指定医）						厚生労働省	24	小児慢性特定疾病指定医						厚生労働省	25	医師						厚生労働省	26	歯科医師						厚生労働省	27	保健師						厚生労働省	28	助産師						厚生労働省	29	看護師						厚生労働省	30	死体解剖資格						厚生労働省	31	診療放射線技師						厚生労働省	32	臨床検査技師						厚生労働省	33	衛生検査技師						厚生労働省	34	歯科技工士						厚生労働省	35	理学療法士						厚生労働省	36	作業療法士						厚生労働省	37	視覚訓練士						厚生労働省	38	栄養士						厚生労働省	39	介護支援専門員						厚生労働省	40	調理師						厚生労働省	41	製菓衛生師						厚生労働省	42	クリーニング師						厚生労働省	都道府県が関係する 34 資格に係るスケジュールに加え、それ以外の 50 資格について、所管する府省庁との調整が整ったため、スケジュール表を追加
No.	資格名	国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）					担当府省庁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度以降 (令和10年度以降)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	介護福祉士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	社会福祉士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	精神保健福祉士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	公認心理師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	社会保険労務士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	保険医						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	保険業調整師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	税理士						財務省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	海技士						国土交通省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	小型船舶操縦士						国土交通省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	行政書士						経産省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	司法試験						法務省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	司法試験予備試験						法務省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	給水装置工事主任技術者						国土交通省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	建築物環境衛生管理技術者						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	キャリアコンサルタント						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
17	労働安全衛生法による免許						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
18	技術講習						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
19	技能士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
20	建築基準適合判定資格者						国土交通省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
21	構造計算適合判定資格者						国土交通省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
22	登録簿師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
23	難病指定医（協力難病指定医）						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	小児慢性特定疾病指定医						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	医師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	歯科医師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	保健師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	助産師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
29	看護師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
30	死体解剖資格						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
31	診療放射線技師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
32	臨床検査技師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
33	衛生検査技師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
34	歯科技工士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
35	理学療法士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
36	作業療法士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
37	視覚訓練士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
38	栄養士						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
39	介護支援専門員						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
40	調理師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
41	製菓衛生師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
42	クリーニング師						厚生労働省																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>エ. 都道府県の利用拡大に向けたモデルケースの創出 都道府県が資格管理者となる資格において、事務運用及びシステム利用にかか<u>る</u>設定の先行事例をつくり、後続の資格が円滑に搭載するためのモデルケースを整備する（期間：2025年度中に実施）。</p>	<p>エ. 都道府県の利用拡大に向けたモデルケースの創出 都道府県が資格管理者となる資格において、事務運用及びシステム利用に<u>係る</u>設定の先行事例をつくり、後続の資格が円滑に搭載するためのモデルケースを整備する（期間：2025年度中に実施）。</p>	
7-6 P57	<p>3. 本システムの利用に係る支援策 (2) <u>各資格団体</u>に対する支援策</p>	<p>3. 本システムの利用に係る支援策 (2) <u>各資格の利用促進</u>に対する支援策</p>	表現の適正化

経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
8-1 P59	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
8-2 P59	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>○ 令和6年10月29日付けの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の文書において、「クラウドの活用による情報集約手法のフラット化」として、「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等」が共通化の対象候補に選定されたところである。</p>	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>○ 令和6年10月29日付けの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「協議会」という。）の文書において、「クラウドの活用による情報集約手法のフラット化」として、「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等」が共通化の対象候補に選定されたところである。</p>	形式的修正
8-3 P59	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>○ そして、同文書においては、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）は、総務省（行政評価局）の協力を得て、各府省が実施する経由調査に係る業務の実態を把握しつつ、調査を所管する各府省と協議し、令和7年3月末までに、調査・照会システム（以下「一斉調査システム」という。）（後述の(3)参照）の利用拡大に向けたスケジュールを記した共通化推進方針案（以下「推進方針案」という。）を、国全体の調査事務の改革・改善の観点も踏まえ、策定することとされている。</p>	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>○ そして、同文書においては、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）は、総務省行政評価局の協力を得て、各府省が実施する経由調査に係る業務の実態を把握しつつ、調査を所管する各府省と協議し、令和7年3月末までに、調査・照会システム（以下「一斉調査システム」という。）（後述の(3)参照）の利用拡大に向けたスケジュールを記した共通化推進方針案（以下「推進方針案」という。）を、国全体の調査事務の改革・改善の観点も踏まえ、策定することとされている。</p>	形式的修正

整理 No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
8-4 P59	<p>1. 経由調査及び一斉調査システムについて</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>○ <u>令和7年4月以降、協議会に対し、推進方針案を協議し、同意が得られた後、推進方針が確定することとなる。</u></p>	<p>1. 経由調査及び一斉調査システムについて</p> <p>(1) 経緯等</p> <p>略</p> <p>○ <u>今般、推進方針案について協議会の同意が得られたため、推進方針として確定するものである。</u></p>	3月28日時点から現時点の時系列変化に伴う修正
8-5 P60	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(2) 経由調査に係る業務の実態</p> <p><u>総務省（行政評価局）</u>の協力を得て、経由調査に係る業務の実態を把握したところ、その概要は、別紙のとおりである。</p>	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(2) 経由調査に係る業務の実態</p> <p><u>総務省行政評価局</u>の協力を得て、経由調査に係る業務の実態を把握したところ、その概要は、別紙のとおりである。</p>	形式的修正
8-6 P60	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(3) 一斉調査システムの概要</p> <p>一斉調査システムは、全国の地方自治体を対象とした通知・調査照会業務を円滑に進めるため、平成26年より<u>総務省（地域力創造グループ地域政策課）</u>において運用を開始している。</p>	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(3) 一斉調査システムの概要</p> <p>一斉調査システムは、全国の地方自治体を対象とした通知・調査照会業務²を円滑に進めるため、平成26年より<u>総務省地域力創造グループ地域政策課</u>において運用を開始している。</p>	形式的修正
8-7 P60	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(3) 一斉調査システムの概要</p> <p>一斉調査システムは、全国の地方自治体を対象とした通知・調査照会業務を円滑に進めるため、平成26年より<u>総務省（地域力創造グループ地域政策課）</u>において運用を開始している。</p>	<p>1. 経由調査 及び一斉調査システムについて</p> <p>(3) 一斉調査システムの概要</p> <p>一斉調査システムは、全国の地方自治体を対象とした通知・調査照会業務²を円滑に進めるため、平成26年より<u>総務省地域力創造グループ地域政策課</u>において運用を開始している。</p> <p>² 府省庁のほかに、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの通知・調査照会業務にも一斉調査システムを利用す</p>	一斉調査システムは J-LIS からの照会にも利用可能であるところ、地方自治体から問合せ等があるため、利用可能であることを明確化するもの。

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
8-8 P62	<p>2. 現状分析</p> <p>(2) 令和7年度以降の見通し</p> <p>イ. 令和7年3月の一斉調査システムの改修によっても解消されない課題について</p> <p>ア. に記載されたとおり令和7年3月に一斉調査システムの改修が行われたものの、例えば上記(1)の⑦～⑨は引き続き課題として残されることとなる。このうち⑥については、一斉調査システムの更なる改修(後述の3.(3)ア.参照)の中で、また、⑦～⑨については、後述の3.(1)ア.に記載するような別段の取組の中で検討していく必要がある。</p>	<p>ることは可能となっている。</p> <p>2. 現状分析</p> <p>(2) 令和7年度以降の見通し</p> <p>イ. 令和7年3月の一斉調査システムの改修によっても解消されない課題について</p> <p>ア. に記載されたとおり令和7年3月に一斉調査システムの改修が行われたものの、例えば上記(1)の⑥～⑨は引き続き課題として残されることとなる。このうち⑥については、一斉調査システムの更なる改修(後述の3.(3)ア.参照)の中で、また、⑦～⑨については、後述の3.(1)ア.に記載するような別段の取組の中で検討していく必要がある。</p>	誤記の訂正
8-9 P63	<p>3. 今後の具体的な対応方策</p> <p>(1) 経由調査全般について</p> <p>ア. 事務負担軽減のための取組</p> <p>略</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各府省及び都道府県において負担の大きいデータ確認 ・疑義照会の負担軽減のため、エラーが発生しないための取組 <p>(例: 調査要領や留意事項等の充実、マクロやシステムを活用した調査票のエラーチェック機能の追加、エラーや未回答がある場合は提出できない仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答作成負担軽減の取組 	<p>3. 今後の具体的な対応方策</p> <p>(1) 経由調査全般について</p> <p>ア. 事務負担軽減のための取組</p> <p>略</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各府省及び都道府県において負担の大きい、データ確認や疑義照会の負担軽減のため、エラーが発生しないための取組 <p>(例: 調査要領や留意事項等の充実、マクロやシステムを活用した調査票のエラーチェック機能の追加、エラーや未回答がある場合は提出できない仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答作成負担軽減の取組 <p>(例: 調査票の前年度回答プレプリント、調査事項</p>	形式的修正

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>(例：調査票の前年度回答プレプリント、調査事項の削減、業務システムの標準化及びデータ連携) を行うことが考えられる。</p>	<p>の削減、業務システムの標準化及びデータ連携) を行うことが考えられる。</p>	
8-10 P64	<p>3. 今後の具体的な対応方策 (2) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ア. 一斉調査システムの利用拡大の在り方等略 (ア) 一斉調査システムの全面的な活用略 ※市町村の入力項目が少ない調査の場合は、入力フォームに直接手入力して回答する。それが難しい場合（入力項目が多い、外部のデータをコピーして回答する、エラーチェックが必要な場合など）は、一斉調査システムを利用した様式（ファイル）のやり取りで回答する。</p>	<p>3. 今後の具体的な対応方策 (2) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について ア. 一斉調査システムの利用拡大の在り方等略 (ア) 一斉調査システムの全面的な活用略 ※市町村の入力項目が少ない調査の場合は、入力フォームに直接手入力して回答する。それが難しい場合（入力項目が多い、外部のデータをコピー&ペーストして回答する、エラーチェックが必要な場合など）は、一斉調査システムを利用した様式（ファイル）のやり取りで回答する。</p>	形式的修正
8-11 P66	<p>3. 今後の具体的な対応方策 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について ウ. 地方分権改革に関する提案募集に係る対応 ・今回の実態把握により、経由調査の事務負担に係る実態が一定程度明らかとなり、その意義は大きいものと考えられるが、他方、今回その対象とした調査は、経由調査の一部であり、個々の経由調査の趣旨等に即して、その効率</p>	<p>3. 今後の具体的な対応方策 (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について ウ. 地方分権改革に関する提案募集に係る対応 ・今回の実態把握により、経由調査の事務負担に係る実態が一定程度明らかとなり、その意義は大きいものと考えられるが、他方、今回その対象とした調査は、経由調査の一部であり、個々の経由調査の趣旨等に即して、その効率化・合</p>	形式的修正

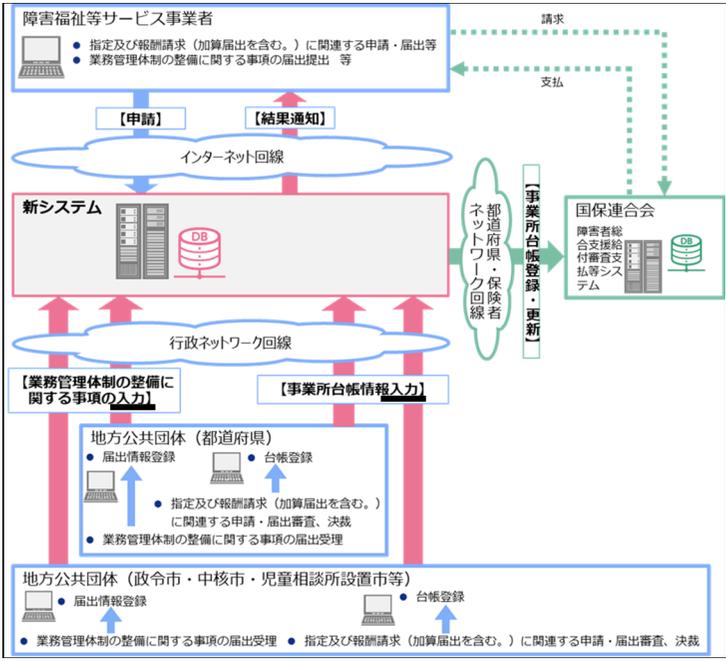
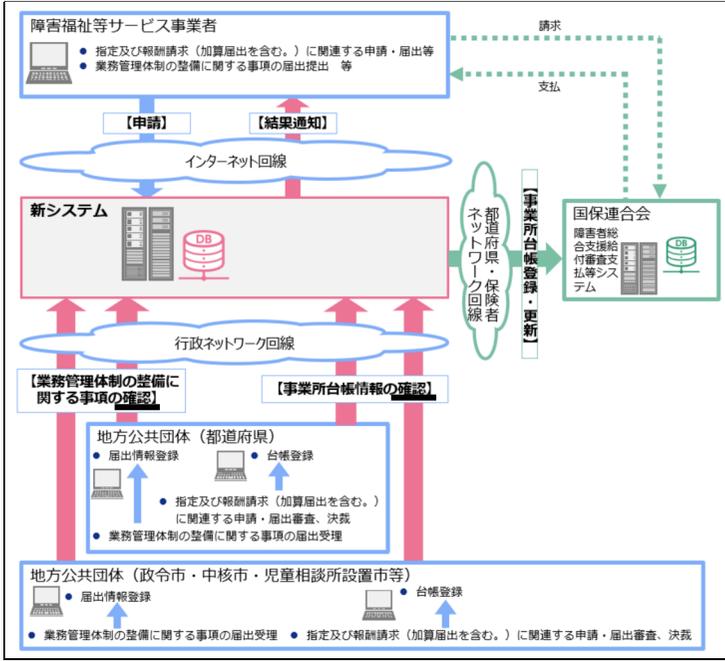
整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	化・合理化について検討される必要がある。	理化について検討される必要がある。	
8-12 P68	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【調査フロー】</p> <p>（各府省）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義照会内容を都道府県ごとにリスト化する作業や都道府県を経由しないことで各府省庁と市町村とのやり取りが発生し、疑義照会の負担大 → 都道府県等の業務システムからデータを自動転記、あるいは前年度データのプレプリントができるシステムやエラーが出ている場合は提出できないような仕組みの導入などの改善方策の提起あり <p>略</p> <p>（都道府県）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空欄回答の有無や前年度データとの比較等の目視による確認、不明瞭な記載要領や調査表にエラーチェック機能等がないことによりエラーが多数発生し、データ確認の負担大 ・ 市町村のデータ確認や報告漏れや各府省庁から送付された疑義照会用データを管内市町村用に加工する作業により、疑義照会の負担大 → 各府省に対し、明確な記載要領の作成、集計シートの作成によるコピー&ペースト等の回数の削減、市町村ごとの疑義照会内容のファイル作成などの意見・要望あり 	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【調査フロー】</p> <p>（各府省庁）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義照会内容を都道府県別にリスト化する作業や都道府県を経由しないことで各府省庁と市町村とのやり取りが発生し、疑義照会の負担大 → 都道府県等の業務システムからデータを自動転記、あるいは前年度データのプレプリントができるシステムや、エラーが生じている場合は提出できないような仕組みの導入などの改善方策の提起あり <p>略</p> <p>（都道府県）</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空欄回答の有無やデータとの比較等の目視による確認、不明瞭な記載要領や調査表にエラーチェック機能等がないことによりエラーが多数発生し、データ確認の負担大 ・ 市町村のデータ確認や報告漏れや各府省庁から送付された疑義照会用データを管内市町村用に加工する作業により、疑義照会の負担大 → 各府省庁に対し、明確な記載要領の作成、集計シートの作成によるコピー&ペースト等の回数の削減、市町村別の疑義照会内容のファイルの作成などの意見・要望あり 	形式的修正

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>略</p> <p>(市町村)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の課室の回答を取りまとめた Excel からシステムに回答を転記する作業、紙決裁のための調査表を印刷する作業により回答提出負担大 →各府省や都道府県に対し、Excel ファイルをシステムにアップロードすることにより回答する方法や各市町村の業務システムを標準化しデータ連携により回答する方法などの意見・要望あり 	<p>略</p> <p>(市町村)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の課室の回答を取りまとめた Excel からシステムに回答を転記する作業、紙決裁のための調査表を印刷する作業により回答提出負担大 →各府省庁や都道府県に対し、Excel ファイルをシステムにアップロードすることにより回答する方法や各市町村の業務システムを標準化しデータ連携により回答する方法などの意見・要望あり 	
8-13 P68・69	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【都道府県経由の必要性等についての意見】</p> <p><u>(各府省)</u></p> <p>略</p> <p>○都道府県を<u>経由したほうが、迅速に市町村に調査依頼</u>ができる</p>	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【都道府県経由の必要性等についての意見】</p> <p><u>(各府省庁)</u></p> <p>略</p> <p>○都道府県を<u>経由した方が確実に市町村に調査依頼</u>ができる</p>	表現の適正化
8-14 P69	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【都道府県経由の必要性等についての意見】</p> <p>(都道府県)</p> <p>○多くの都道府県は、必ずしも都道府県が<u>調査事務</u>に関わる必要はなく、<u>各府省</u>から市町村の調査結果のフィードバックがあれば足りると考えている</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県を<u>経由しないこと</u>で問合せ、督促、データ確認などに係る<u>各府省</u>、市町村の事務負担の増 	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【都道府県経由の必要性等についての意見】</p> <p>(都道府県)</p> <p>○多くの都道府県は、必ずしも都道府県が<u>調査業務</u>に関わる必要はなく、<u>各府省庁</u>から市町村の調査結果のフィードバックがあれば足りると考えている</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県を<u>経由しないこと</u>で問合せ、督促、データ確認などに係る<u>各府省庁</u>、市町村の事務負担の増 	形式的修正

整理 No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>加を懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のデータ確認がないことにより市町村のデータの正確性が低下することを懸念 ・各府省の実施する調査に併せて都道府県独自の調査を実施している場合もあり <p>略</p> <p>(市町村)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、各府省と直接やり取りすることに心理的な負担を感じることや日常の業務においてやり取りしている都道府県のほうが市町村の実情を把握していることから、都道府県を経由するほうが調査業務に当たってのやり取りをしやすい 	<p>増加を懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のデータ確認がないことにより市町村のデータの正確性が低下することを懸念 ・各府省庁の実施する調査に併せて都道府県独自の調査を実施している場合もあり <p>略</p> <p>(市町村)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、各府省庁と直接やり取りすることに心理的な負担を感じることや日常の業務においてやり取りしている都道府県の方が市町村の実情を把握していることから、都道府県を経由する方が調査業務に当たってのやり取りをしやすい 	
8-15 P69・70	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【一斉調査システム等について】</p> <p>(各府省)</p> <p>略</p> <p>(都道府県・市町村)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉調査システムのフォームで回答する場合であっても、都道府県等では決裁添付のため Excel 調査表を作成（又はフォーム画面をスクリーンショットにより取得）しているが、回答の一時保存機能及び Excel 調査表からシステムに回答を読み込む機能がないため、決裁後に一斉調査システムに手入力で転記する必要がある（手入力により誤入力の要因）（※） 	<p>経由調査に係る業務の実態（概要） 別紙</p> <p>【一斉調査システム等について】</p> <p>(各府省庁)</p> <p>略</p> <p>(都道府県・市町村)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉調査システムのフォームで回答する場合であっても、都道府県等では決裁添付のため Excel 調査表を作成（又はフォーム画面をスクリーンショットにより取得）しているが、回答の一時保存機能及び Excel 調査表からシステムに回答を読み込む機能がないため、決裁後に一斉調査システムに手入力で転記する必要がある（手入力により誤入力の要因）（※） 	形式的修正

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>※一斉調査システムでは一時保存機能やフォーム画面をExcel形式で出力できる機能はあるものの、<u>当該機能を認識できていないことから決裁資料としてフォーム画面をスクリーンショット</u>しているものと思われる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉調査システムの調査フォームで回答する場合、エラーチェック機能がなく、(都道府県によるデータ確認もないことから、) 回答内容が精査されずに<u>各府省</u>に提出される場合がある 	<p>※一斉調査システムでは一時保存機能やフォーム画面をExcel形式で出力できる機能はあるものの、<u>これらの機能を認識できていないことから決裁資料としてフォーム画面のスクリーンショットによる取得</u>をしているものと思われる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉調査システムの調査フォームで回答する場合、エラーチェック機能がなく、(都道府県によるデータ確認もないことから、) 回答内容が精査されずに<u>各府省庁</u>に提出される場合がある 	

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業者台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
9-1 P71	事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業者台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針（案）	事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業者台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針（案）	形式的修正
9-2 P71	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
9-3 P76	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p>  <p>図2 共通化後のシステムイメージ</p>	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p>  <p>図2 共通化後のシステムイメージ</p>	誤記の訂正

重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームに係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
10-1 P87	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
10-2 P87	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。	形式的修正
10-3 P88	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>略</p> <p>なお、標準仕様書に記載する個々の機能をみれば、同機能を持つシステム等はすでに市販されており、同システム等を利用している市町村も存在している。このため、標準仕様書に沿ったシステムを利用するか否かは、市町村の判断とする。</p>	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>略</p> <p>なお、<u>現在の標準仕様書案</u>に記載する個々の機能をみれば、同機能を持つシステム等はすでに市販されており、同システム等を利用している市町村も存在している。このため、標準仕様書に沿ったシステムを利用するか否かは、市町村の判断であり、<u>当該相談記録プラットフォームを市町村の判断で幅広く活用することについて妨げるものではない。</u></p>	第4回 WT（5/15）資料1 処理番号 11-4
10-4 P88	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ア. 共通化後の効果の大きさ</p> <p>(ア) 行政の効率化</p> <p>略</p> <p>導入による情報共有・情報管理の円滑化・適正化によりもたらされる便益は、以下計算式による</p>	<p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ア. 共通化後の効果の大きさ</p> <p>(ア) 行政の効率化</p> <p>略</p> <p>導入による情報共有・情報管理の円滑化・適正化によりもたらされる便益は、以下計算式による</p>	第4回 WT（5/15）資料1 処理番号 11-2

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
	<p>試算が可能と考えられるが、一方で、同プラットフォームを利用する職員数や、職員1人あたりの年間業務時間数、同プラットフォームを利用することによる業務時間削減割合等は、別途精査を行っているところであり、具体的な試算は、当該精査の状況を踏まえながら検討する。</p>	<p>試算が可能と考えられるが、一方で、同プラットフォームを利用する職員数や、職員1人あたりの年間業務時間数、同プラットフォームを利用することによる業務時間削減割合、<u>共同調達によるライセンス料やネットワーク利用料等のスケールメリット</u>等は、別途精査を行っているところであり、具体的な試算は、当該精査の状況を踏まえながら検討する。</p>	
10-5 P90	<p>3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ア. 共通化にあたっての課題 (ア) 現状、高齢・障害・子ども・生活困窮の各相談支援分野では、分野間はもとより分野内でも、市町村（相談支援機関）ごとに相談記録システムの仕様にばらつきがあり、各支援関係機関との情報共有のために、同機関が現在使用しているシステムと同プラットフォームを直接接続させる標準仕様を提示することは極めて困難。</p>	<p>3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ア. 共通化にあたっての課題 (ア) 現状、高齢・障害・子ども・生活困窮の各相談支援分野では、分野間はもとより分野内でも、市町村（相談支援機関）ごとに相談記録システムの仕様にばらつきがあり、各支援関係機関との情報共有のために、同機関が現在使用しているシステムと同プラットフォームを直接接続させる標準仕様を提示することは極めて困難。<u>他方で、当該システムと同プラットフォームとの連携を希望する自治体の声</u>がごく一部にはある。</p>	第4回 WT (5/15) 資料1 処理番号 11-1

自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システムに係る共通化推進方針（案）

整理No/ 頁	3月28日版	現時点版	変更理由
11-1 全体	—	—	フォントの修正
11-2 P92	自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システムに係る共通化 推進方針（案）	自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム に係る共通化推進方針（案）	形式的修正
11-3 P92	令和7年3月28日	令和7年6月__日	形式的修正
11-4 P92	1. システム名	1. <u>業務</u> ・システム名	形式的修正
11-5 P92	2. 共通化の方法 (1) 共通化すべきシステム	2. 共通化の方法 (1) 共通化すべき <u>業務</u> ・システム	形式的修正